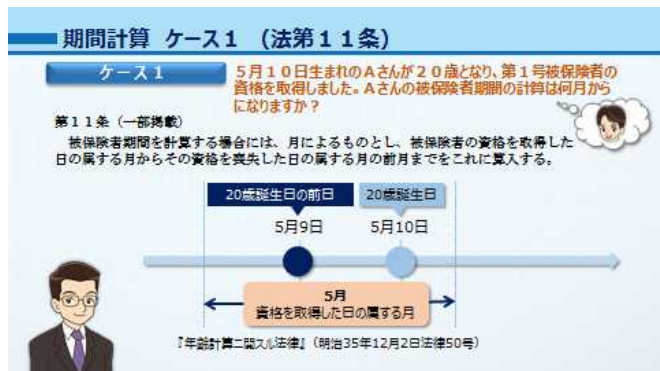




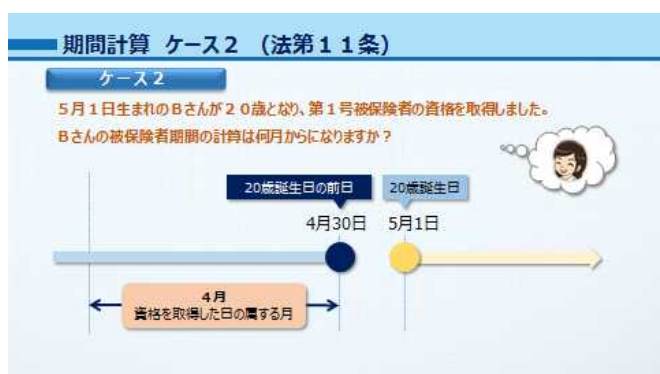
【期間計算 ケース 1】

まず、被保険者期間の計算方法について見てみましょう。「5月10日生まれのAさんが20歳となり、第1号被保険者の資格を取得しました。Aさんの被保険者期間の計算は何月からになりますか？」

法第11条において、被保険者期間の計算は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入するとされています。

『年齢計算ニ関スル法律』(明治35年12月2日法律第50号)により、20歳に達するのは誕生日の前日となり、Aさんは、5月10日の誕生日の前日の5月9日に第1号被保険者の資格を取得します。

なお、被保険者期間の計算は資格取得日の属する月からですので、5月からということになります。



【期間計算 ケース 2】

次に、応用問題です。「5月1日生まれのBさんが20歳となり、第1号被保険者の資格を取得しました。Bさんの被保険者期間の計算は何月からになりますか？」

Bさんが20歳に到達するのは誕生日の前日の4月30日となり、その日に資格取得し、被保険者期間は4月からとなります。同じ5月の誕生日でも、AさんとBさんでは、被保険者期間が始まる月が異なるこ

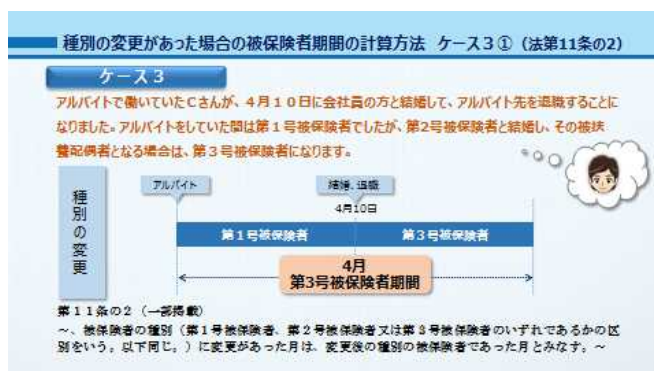
とに注意しましょう。



【資格の喪失】

今度は、資格を喪失した場合です。

法第11条では、資格を喪失した日の属する月の前月までを被保険者期間の計算に算入するとされています。仮に、先ほどのAさん、Bさんが60歳まで加入したとすると、Aさんの被保険者期間は60歳になる年の4月まで、Bさんの被保険者期間は60歳になる年の3月までということになります。

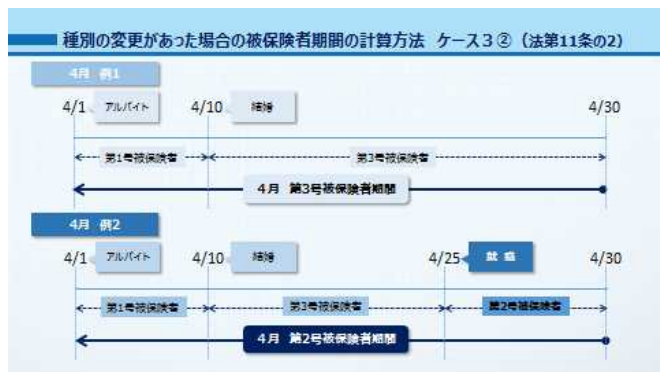


【種別の変更があった場合の被保険者期間の計算方法 ケース 3】

「アルバイトで働いていたCさんが、4月10日に会社員の方と結婚をして、アルバイト先を退職することになりました。アルバイトをしていた間は第1号被保険者でしたが、第2号被保険者と結婚し、その被扶養配偶者となる場合は、第3号被保険者になります。」

Cさんのように、第1号被保険者から第3号被保険者になる場合など、第1号(被保険者)、第2号(被保険者)、第3号(被保険者)の間を移ることを、種別の変更と言います。そして、法第11条の2においては、被保険者の種別に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなし、取り扱うた

め、Cさんの4月の種別は、第3号被保険者として被保険者期間を計算します。



さらに、このCさんが、4月25日から新たに正社員として働くことになったとすると、同一月内で第1号被保険者から第3号被保険者、そして第2号被保険者への種別変更となります。つまり、最後の種別の被保険者であった月とみなし、取り扱うため、4月は第2号被保険者として被保険者期間を計算します。

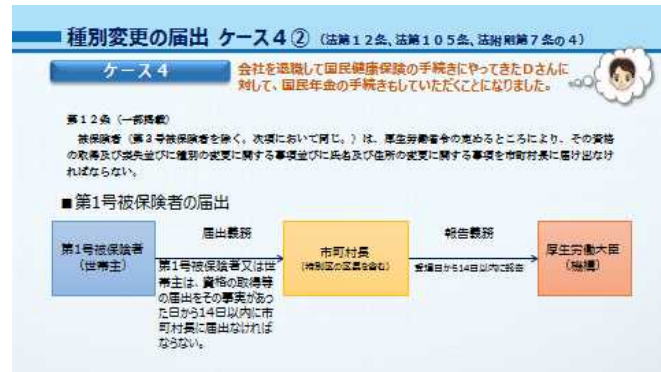
この規定は、同一月内に複数の被保険者種別があるとき、第1号被保険者（国民年金制度）として基礎年金に必要な費用を負担するのか、第2号被保険者や第3号被保険者（厚生年金制度、共済組合制度）としての基礎年金拠出金負担となるのかを区別するために設けられたものです。



【種別変更の届出 ケース4】

「会社を退職して国民健康保険の手続きにやってきましたDさんに対して、国民年金の手続きもしていただくことになりました。」

法第12条において、被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得および喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名および住所の変更に関する事項を市町村長（特別区の区長含む）に届け出なければならないとされています。



厚生年金保険の適用事業所である会社に勤めている間は、Dさんは第2号被保険者でしたが、会社を退職すると、第1号被保険者になり、種別変更の届出が必要です。第1号被保険者への種別変更の届出は市町村の窓口で行います。

このとき、Dさんに配偶者がいてDさんの扶養に入っていたとしたら、Dさんが会社に勤めている間、その配偶者は第3号被保険者でしたが、Dさんの退職と同時に、第1号被保険者になります。したがって、市町村の窓口で配偶者の種別変更の届出もあわせて行うことが必要となります。

市町村長（特別区の区長含む）は、種別変更の届出を受理したときは、これを厚生労働大臣（実際には、厚生労働大臣から権限を委任されている日本年金機構）に報告しなければなりません。



では、ここで、先ほどのDさんの配偶者が会社に勤めているケースを考えてみましょう、

Dさんの配偶者自身が会社に勤めている第2号被保険者であれば、Dさんは、会社を退職した後、配偶者の扶養に入ることもあるかもしれません。配偶者の扶養に入る場合には、Dさんは第3号被保険者となります。第3号被保険者への種別変更の届出は、配偶者の勤務先の事業主を経由して年金事務所に行います。



【国民年金の被保険者の届出】

被保険者の種別変更以外にも、届出について見てみましょう。

各種の届出は、被保険者が自分の加入記録を正確に残すことによって、正しく保険料を納め、そして老後に正しい年金を受け取るために、必要なものです。

法第12条では第1号被保険者が届出をしなければならない事項として、先ほどみてきた資格取得、資格喪失、種別変更のほか、氏名変更、住所変更などもあり、第1号被保険者は、市町村の窓口これらの届出を行うことになっています。

このほかにも、法第105条では被保険者や受給権者の身分関係または生活関係等の変動について必要事項を届け出る規定が整備されています。

これは、国民年金における被保険者の適用および保険料の納付・給付は長期間にわたって継続するため、その間における被保険者または受給権者等の変動が国民年金の事務に大きな影響をもたらすことになるので、その変動について、届出義務を課したものです。

また、法第105条第1項では、被保険者の届出義務を規定しております。この届出をすべき事項は、国民年金法施行規則に、届出の方法とともに記載されています。

なお、第2号被保険者は、厚生年金保険や共済組合に加入しており、事業主が年金事務所に各種届出を行うことになっています。また、第3号被保険者は、第2号被保険者の勤務先の事業主を経由して、年金事務所に各種届出を行うことになっています。



【任意加入被保険者の届出 ケース5】

国民年金では、60歳以上65歳未満の方などが、任意加入できる仕組みがあります。この任意加入被保険者の届出も市町村で行います。

たとえば「未納期間があるEさんが60歳を迎え、老齢基礎年金を満額もらうことが可能か相談に来られたとします。」

満額の老齢基礎年金を受給するためには、40年間保険料を納めていなければなりませんが、Eさんは未納期間があるので、60歳になった時点では、納付済期間が40年に達していません。このような場合には、60歳以降も任意で国民年金に加入することができます。

このような任意加入を始めるときの申出や任意加入をやめるときの申出の手続きは市町村で行います。

なお、未納期間を持っている人が、後から年金を増やす方法としては、任意加入以外にも、未納期間分の保険料を後から納める「後納」という制度もありますが、後納と任意加入では、納められる期間や、納める保険料の額が違ってきます。ご本人にとって有利な方を選ぶ必要があることに留意する必要があります。

第3号被保険者の届出の特例②



したがって、第3号被保険者の種別変更の届出を失念していると、老後の年金額の低下などにつながるようになりますが、このような方々を救済するための特例的な措置が講じられています。

平成16年の法律改正では、平成17年4月1日前の2年を過ぎた届出漏れの期間について、昭和61年4月1日までさかのぼって、本人が届出を行えば保険料納付済期間に算入できるとされました。また、平成17年4月1日以降についても、届出が遅れて2年を過ぎてしまっても、やむを得ない事由があると認められるときは、本人の申出により保険料納付済期間に算入されることになっています。

確認問題

問題1 第2号被保険者が退職し第1号被保険者になったときは、その事実があった日から14日以内に資格取得届を市町村長に提出しなければならない。

解答 ✕ (法第12条第1項)
資格取得届ではなく、種別変更届を提出しなければなりません。

問題2 平成17年4月1日前の第3号被保険者の未届期間について、届出をすることにより、その届出が行われた日以後その届出に係る期間を保険料納付済期間に算入することがきできる。

解答 ○ (平成16年改正法附則第21条第1項、第2項)

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

第2号被保険者が退職し第1号被保険者になったときは、その事実があった日から14日以内に資格取得届を市町村長に提出しなければならない。

正解はバツです。

資格取得届ではなく、種別変更届を提出しなければなりません。

問題2です。

平成17年4月1日前の第3号被保険者の未届期間について、届出をすることにより、その届出が行われた日以後その届出に係る期間を保険料納付済期間に算入することがきできる。

正解はマルです。